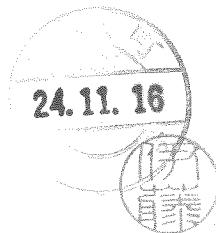


平成24年11月16日

羽幌町長 舟 橋 泰 博 様



羽幌町就学前子育て支援審議会

会長 米 澤 幸 雄



町立羽幌保育園の民営化について（答申）

平成24年8月21日付けで、当審議会に対し諮問がありましたこのことについて、慎重審議の結果、別紙のとおり答申します。

答申書

1. 審議の経過

近年、核家族化や少子化社会の到来は必然的に進行する中、就学前の子どもの教育・保育を取り巻く環境、制度など絶えず時代の流れとともに変化している。

こうした厳しい環境、現況下において、今後の「町立羽幌保育園の民営化について」諮問を受け、以来、当審議会では既に発展的解消となつた羽幌町児童福祉施設検討委員会の中間報告の取りまとめ資料、その他の資料等をもとに審議を重ね、同保育園の民営化については、まちづくりの役割を担うものとして位置づけることに意義がある。

特に、本町においても少子化は例外ではなく、将来的に児童数は大きく減少することが憂慮される。さらに、保育園舎の現状は狭隘で老朽化が著しく進行しているなど、こうした状況下における地域の実情や課題を考慮すると、今後、保育園の果たす役割はますます重要になってくると考えられる。

以上のような視点を踏まえて、町立羽幌保育園の民営化に対する基本的な考え方は、次のとおりであります。

2. 民営化についての基本的考え方について

(1) 子どものことを最優先に考えると

- ・保育園廃止は「長年培ってきたノウハウ」を失うことに対する懸念がある。
- ・子どもに合った施設として、選択肢の幅が減少する。

・民営化直後は、子どもに対する様々なリスクや不安感など課題はある。

(2) 就学前児童数の将来値を推計すると、平成24年317人、平成47年169人で、比較すると148人(46.7%)減少する見込みとなる。

平成24年3月末現在の入園児童数は50人で、定員90人に対する充足率は55.6%であり、定員を大きく割り込んでいる。また、今後においても児童数の減少が余儀なくされ、それに伴う入園児童の減少が公立・私立ともに予想されるほか、維持管理にも及ぼす影響が懸念される。

(注 数値は、福祉課提出資料による。)

(3) 職員配置、施設及び設備は、国の定める児童福祉施設最低基準を下回ることはできない。また、保育内容も国が定める「保育指針」に沿って保育が行われるので公立と私立の差はない。

(4) 認可保育所の入所及び保育料は公立・私立であっても同じ基準において町が決定するため、民営化に伴って保護者負担が増加することはない。

(5) 私立認可保育所においては、弾力的な運営とする視点において、柔軟で迅速性のある対応が期待される面がある。

(6) 保育園の建設に要する施設整備費及び運営費について検討してみると、公立の場合は補助対象外である。仮に民営化した場合、施設整備費は国庫補助の対象になるため、町の実質負担は約1億4,680万円軽減される。一方、運営費においては、公立にはない一定負担割合(国・道)に基づき負担金が交付されることにより、町の実質負担(年額)は約3,210万円軽減される。

(注 福祉課提出試算資料による。なお、施設整備費は、過疎対策事業債を見込み算定している。)

(7) 行政改革を推進する中で、行政が担う守備範囲の明確化や民間ができるものは民間に委ねるとする方針のもとにコストを削減し、安定した行財政運営を目指そうとする行政にその思いがある。

(8) 平成10年12月定例議会において「行政改革調査特別委員会」が、保育所の管理運営を中心に調査・審議したその内容について、民意を代表した見解が次のとおり示されている。

「少子化が社会問題となるに従い、幼稚園児や保育所入所児童が減少し、それに伴う経営問題の検討は避けて通れない。

保育所の管理運営は民営に移管することで財政負担の軽減につながると考えられるので、今後検討されることが望ましい。」

(9) 第6次羽幌町総合振興計画(平成24~33年度)によると、本町には町立保育園があり、老朽化が著しいことから早急な建替が必要な状況にありますが、国の「こども園(総合施設)構想」が示されていることから、「すべての子どもの健やかな育ち」が実現できるよう、運営を含めた施設の設置方法検討の必要がある旨、記述されている。

3. 審議の結果

上記の審議経過及び民営化についての基本的考え方に基づいて審議した結果、運営主体が公立から私立に変わることにより、子どもたちは環境の変化によって、どのような影響を及ぼすのか、また、保護者においては、その他の課題等を含め、関心がよせられることは、当然のことといえる。しかし、このことをもって民営化すべきではないと決定するこ

とが妥当であるとする判断は難しい。

今後、民営化に移行した場合、子どもたちの豊かな環境を育成する視点から、行政と民間が相互に有機的に連携し合い補完し合いながら、児童教育・保育サービスの維持向上と保護者の就労を支援し、安心して生み育てることのできる子育てを広く地域住民に浸透させていくことが、「よりよいまちづくり」に期待されるものと考えられる。また、就学前の子どもの成長に必要とされているより多くの集団生活や共同性を育むことや、保育環境の現状と児童の需要動向など総合的に考慮すると、町立羽幌保育園の民営化については、当審議会として「やむを得ない」ものとする。

ただし、民営化する場合は、多様化するであろう保護者のニーズにあった保育サービスを拡充し、保育の質を高める施策や子育て在宅支援に努めるという基本方針を踏まえた上で、実施されるよう望むものである。

よって次に掲げる要件を附して答申します。

(1) 保護者等に対する説明について

民営化を推進するに当っては、十分な周知期間をもって情報公開に努め、民営化に対する課題の解消に配慮して、保護者等の理解や協力を得ることは必要不可欠である。

(2) 事業者の選定及び選定基準について

- ① 民間事業者選定委員会を設置し、選定過程の民主化・透明性に努めること。
- ② 業務範囲を規定（特別保育の明確化）すること。
- ③ 現に有している保育水準や公共性・公益性を維持、向上のでき

る優良な事業者を選定すること。

- ④ 資金計画、事業運営において経営の安定性や透明性を確保していること。

(3) 民営化後の対応について

- ① 民営化直後における職員の入れ替わりや環境の変化に伴い、児童の不安感、保護者の負担を軽減するため、一定期間を設けて移行するなど、適切な対応を講じること。
- ② 障害児・要保護児童など特別な支援を要する家庭に対して、専門的な支援や各機関が連携し、今後とも、子育て環境の充実・強化に取り組まれるよう望むものである。
- ③ 待機児童の解消はもとより、運営等に対する透明性を高める必要から、行政・事業者及び保護者からなる組織を設けること。